

第74回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル地下1階 三田NNホール

目次

第74回定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	5
事業報告 ……………	16
連結計算書類 ……………	34
計算書類 ……………	49
監査報告 ……………	57

議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	監査等委員でない取締役6名選任の件
第3号議案	監査等委員でない取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

<株主の皆様へ>

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
行使方法の詳細は、3頁をご確認ください。

株式会社ニフコ

証券コード：7988

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nifco.com/news/detail/2026shoushuu.html>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第74回定時株主総会招集ご通知」をご選択ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7988/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ニフコ」または「コード」に当社証券コード「7988」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月23日(火曜日)午後5時までにご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

インターネット等による議決権行使方法には、①ログインQRコードを読み取っていただく方法、もしくは②当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただく方法により、画面の案内にしたがって、2026年6月23日(火曜日)午後5時まで、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使につきましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

- 1 日 時** 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所** 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階 三田NNホール
- 3 目的事項 報告事項** 1. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
第3号議案 監査等委員でない取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件
- 4 議決権行使についてのご案内** 3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

株主総会当日の懇親会およびお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号 ○○○○○○	議決権の数	XX 股																				
○○○○	御中	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					
×××年 ×月××日																							
<table border="1"> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>																							
○○○○○○																							

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

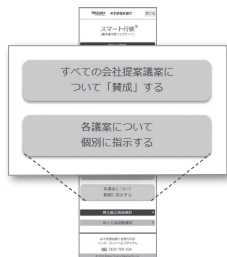
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

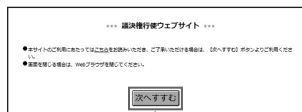
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

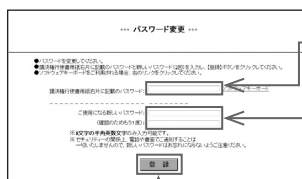
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 70円（普通配当70円） といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は 6,536,466,300円 となります。 これにより中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき 110円 となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日にいたしたいと存じます。

第2号議案

監査等委員でない取締役6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、グローバル経営体制の強化のため、1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役会の諮問機関である指名・報酬・ガバナンス委員会が取締役に答申した各候補者について、その決定の方針・考え方やおよび審議プロセスを確認しました。その結果、各候補者が監査等委員でない取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

再任

1

しば お ま さ は る 男性
柴尾 雅春 (1961年12月14日生)

所有する当社株式の数…………… 74,432株
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式) …… (12,233株)
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 12/12回



【略歴、当社における地位および担当】

1985年 4月	当社入社	2020年 6月	当社代表取締役副社長兼営業本部長兼COO（最高執行責任者）
2010年 4月	Nifco Deutschland GmbH社長	2021年 4月	当社代表取締役社長兼COO（最高執行責任者）
2015年 6月	当社執行役員Nifco America Corp.社長	2023年 6月	当社代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）（現任）
2016年 6月	当社取締役常務執行役員最高マーケティング責任者兼営業本部長		
2019年 6月	当社取締役専務執行役員最高マーケティング責任者兼営業本部長兼技術本部・プラットフォーム事業部管掌		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は主に商品開発、営業部門に携わり、また、欧州および米国子会社の社長を務め、多様かつグローバルな経験、知識、専門性等を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

再任

2

ふ く お み ち ひ ろ 男性
福尾 道宏 (1971年9月24日生)

所有する当社株式の数…………… 9,917株
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式) …… (3,772株)
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 9/9回



【略歴、当社における地位および担当】

1994年 4月	当社入社	2025年 4月	当社執行役員 開発本部長 兼 CTO（最高技術責任者）兼 製造本部長 兼 CPO（最高製造責任者）
2015年 4月	当社技術開発センター 先進技術研究開発部長	2025年 6月	当社取締役 開発本部長 兼 CTO（最高技術責任者）兼 製造本部長 兼 CPO（最高製造責任者）（現任）
2018年 1月	当社技術開発センター センター長		
2022年 4月	当社技術本部 副本部長		
2024年 4月	当社執行役員 開発本部長 兼 CTO（最高技術責任者）		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は主に技術開発部門に携わり、開発本部長として商品の設計開発や要素技術の開発を統括指揮するなど、技術・開発領域において幅広い経験、知識、専門性等を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

新任

さ こん はん
司 空 翰

男性

(1967年1月15日生)

所有する当社株式の数…………… 一株
 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式) …… (一株)
 在任年数…………… 一年
 取締役会出席状況…………… 一回



[略歴、当社における地位および担当]

1993年 2月 ニフココリア入社
 2016年 4月 同社執行役員理事 蔚山工場長
 2018年 4月 同社執行役員専務 製造本部長 兼 品質本部長
 2024年 4月 同社副社長&COO

2025年 4月 同社代表理事 社長&CEO ニフココリアグループ統括
 2025年 6月 同社執行役員 同社代表理事 社長&CEO ニフココリアグループ統括 (現任)

[重要な兼職の状況] なし

取締役候補者とした理由

同氏は主に韓国系自動車メーカー向け事業に携わり、ニフココリアグループ統括として、グローバルな経営経験、知識、専門性を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

再任

社外

独立

こ め た に よ し お
米 谷 佳 夫

男性

(1962年4月11日生)

所有する当社株式の数…………… 400株
 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式) …… (一株)
 在任年数…………… 2年
 取締役会出席状況…………… 12/12回



[略歴、当社における地位および担当]

1985年 4月 三井物産(株)入社
 2010年 3月 同社プロジェクト業務部長
 2015年 4月 同社執行役員
 アジア・大洋州副本部長
 2019年 6月 同社代表取締役常務執行役員
 2020年 4月 同社代表取締役専務執行役員 CDIO
 2022年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
 CDIO

2023年 4月 同社取締役
 2023年 6月 同社顧問
 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2024年 9月 (株)センシンロボティクス社外取締役 (現任)
 2026年 3月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

(株)センシンロボティクス社外取締役
 (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏を社外取締役候補者とした理由は、大手商社における国内外での業務、経営およびインキュベーションの経験から、長期的な視点で当社の経営全般を監督するための幅広い見識を有しているからであります。また、同氏に期待される役割は、これらの豊富な経験と見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただくことでもあります。

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

5

再任

社外

独立

やま はた さとし
山 畑 聡

男性

(1960年12月3日生)

所有する当社株式の数…………… 一株
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式) …… (一株)
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 9/9回



【略歴、当社における地位および担当】

1984年 4月	飯野海運(株)入社	2017年 6月	同社取締役 常務執行役 経営本部長 兼 業務本部長
1988年 1月	ヤマハ(株)入社	2024年 6月	同社常務執行役 コーポレート本部長
2009年 8月	同社経理・財務部長	2025年 4月	同社顧問 (現任)
2013年 6月	同社執行役員 経営企画部長	2025年 6月	日鉄ソリューションズ(株)社外取締役 (現任)
2015年 6月	同社取締役 上席執行役員 業務本部長	2025年 6月	当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】 日鉄ソリューションズ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の経理・財務部門およびコーポレート部門で培われた豊富な経験・見識を有しているからであります。
また、同氏に期待される役割は、主に財務・資本政策やサステナビリティの分野で、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献していただくこととあります。

候補者番号

6

新任

社外

独立

みや がわ ゆ か
宮 川 由 香

女性

(1962年10月10日生)

所有する当社株式の数…………… 一株
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式) …… (一株)
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回



【略歴、当社における地位および担当】

1985年 4月	沖電気工業(株)入社	2021年 4月	OKIクロステック(株)取締役常務執行 役員
2017年 4月	同社執行役員 統合営業本部 第二営業本部長	2022年 6月	SBテクノロジー(株)社外取締役
2020年 4月	同社常務執行役員 コンポーネント&プラットフォーム事業本部 ビジネス コラボレーション推進本部長	2024年 6月	TOPPANホールディングス(株)社外監 査役 (現任)
		2025年 6月	(株)サンリツ社外取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

TOPPANホールディングス(株)社外監査役
(株)サンリツ社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の事業部門におけるグローバルな業務経験、さらに上場他社における社外取締役および社外監査役の経験から、経営全般を監督するための幅広い見識を有しているからであります。
また、同氏に期待される役割は、これらの豊富な経験と見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献していただくこととあります。

- (注) 1. 柴尾雅春氏、米谷佳夫氏および山畑聡氏は、指名・報酬・ガバナンス委員会のメンバーであります。
2. 柴尾雅春氏、福尾道宏氏、司空翰氏、米谷佳夫氏、山畑聡氏および宮川由香氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 米谷佳夫氏、山畑聡氏、宮川由香氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、米谷佳夫氏および山畑聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。宮川由香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。本議案が可決され、各氏の選任が承認された場合には、各氏は独立役員となる予定であります。
5. 当社は、米谷佳夫氏および山畑聡氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。なお、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、宮川由香氏が選任された場合、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害、違法に利益または便益を得た場合に生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。本議案の各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
7. 各候補者が所有する当社の株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式数（2026年6月1日現在）が含まれております。
〔株式報酬制度に基づく交付予定株式のご説明〕
当社は、2016年度より、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度に基づき候補者に交付される株式には、（ア）業績に連動しない「非業績連動部分」、（イ）一定期間経過後の業績に連動する「業績連動部分」がありますが、各候補者の本制度に基づく交付予定株式の数には、2026年6月1日時点の（ア）「非業績連動部分」および（イ）「業績連動部分」で業績が確定し付与されているポイントの合計数を記載しています（1ポイントあたり1株の計算）。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、当該各候補者に交付されるまでの間、行使されることはありません。
8. 各候補者のスキルマトリックスは、15頁をご参照ください。

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2016年6月24日開催の第64回定時株主総会において株式報酬制度の導入について株主の皆様のご承認をいただき、2021年6月24日開催の第69回定時株主総会の決議および2024年6月20日開催の第72回定時株主総会の決議により、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役ならびに海外居住者を除く。）および執行役員（海外居住者を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）を改定のうえ、今日に至っております。今回は本制度を一部改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、2021年6月24日開催の第69回定時株主総会においてご承認をいただきました監査等委員でない取締役の金銭報酬の支給限度額（年額460百万円以内。うち社外取締役60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）とは別枠として、取締役および執行役員に対して株式報酬を支給するものです。

今般、当社は、取締役および執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役および執行役員の貢献意欲を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めること等を目的として、本議案が可決されることを条件に、2026年5月開催の取締役会において、本制度の対象者に取締役および執行役員（監査等委員である取締役および海外居住者を除く。）のほか、非業績連動株式報酬（固定ポイント）の対象として社外取締役（監査等委員である者を除く。）以下、本制度の対象者を総称して「取締役等」という。）を追加する等、当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を改定しました。本制度の一部改定は、上記方針に沿う内容であり、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっていることから、相当であると考えております。

なお、第2号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は5名（うち、社外取締役3名）となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は6名の予定。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

当社は、取締役等の報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が過半を構成する指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しており、本制度の一部改定については、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ております。

また、監査等委員会は、取締役会の諮問機関である指名・報酬・ガバナンス委員会が、取締役等に対する本制度の一部改定について審議を行い、その答申を基に取締役会で本議案が審議・決定されていることから、本議案の決定手続は適切であると判断しております。監査等委員会は、指名・報酬・ガバナンス委員会における審議内容に関する説明を受け、これを審議した結果、本制度は、取締役等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして適切であり、取締役等と株主の皆様との価値共有に資するという利点もあると考え、本議案は相当であるとの結論に至りました。

2. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

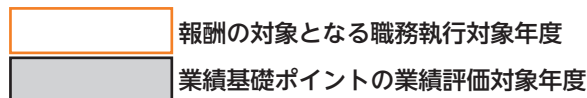
本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式の交付（一定の事由が生じた場合には当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付。以下同じ。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

当社は、中期経営計画と同一年数の事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、中期経営計画に掲げる業績指標等の目標値に対する達成度および役位に応じて、取締役等に対して役員報酬として当社株式の交付を行います。ただし、新たに本制度の対象となる社外取締役については、非業績連動型の役員報酬として当社株式の交付を行います。本制度の改定をご承認いただいた後の当初の対象期間（以下「改定後対象期間」という）は、2027年3月期から2029年3月期の3事業年度とします。このため、改定前の本制度に基づき2025年3月期から開始している対象期間（以下「改定前対象期間」という。）については、2026年3月期で終了するものとします。

※下線部分が主な改定箇所

① 本議案の対象となる当社株式の交付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員でない取締役（海外居住者を除く。） ・執行役員（海外居住者を除く。） <p>※新たに社外取締役を対象者に含めます。</p>
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・400百万円（うち、社外取締役分10百万円）<u>に</u>対象期間の年数を乗じた金額 ・改定後対象期間である本事業年度から開始する3事業年度に対しての上限は、合計1,200百万円（うち、社外取締役分30百万円）<u>に</u>
取締役等が取得する当社株式の数の上限および当社株式の取得方法（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は160,000ポイント（うち、社外取締役分4,000ポイント）<u>に</u> ・1事業年度あたりのポイントの総数の上限の1ポイント＝1株に換算された株式数の、発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.17% ・改定後対象期間である本事業年度から開始する3事業年度に対しての上限は、合計480,000ポイント（うち、社外取締役分12,000ポイント） ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
③ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に掲げる業績指標（営業利益率、ROEもしくはROIC、TSR、および従業員エンゲージメント等）の目標値に対する達成度に応じて、0%～200%の範囲で変動 <p>※新たに対象となる社外取締役には、業績達成条件は付されません。</p>
④ 取締役等に対する当社株式の交付の時期（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・業績連動（業績基礎ポイント）部分：原則、中期経営計画期間終了後 ・業績非連動（固定ポイント）部分：原則、各事業年度終了後 ・業績連動部分、業績非連動部分ともに、当社株式の交付後、取締役等の退任時までの譲渡制限を付ける

(参考) なお、当社の中期経営計画につきましては、2026年度より、中長期的な目標に対するコミットをより強化するために、固定型3カ年計画に切り替えます。これを踏まえ、本制度における株式交付のイメージは、下図のとおりとなります。



		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
2026年度分	固定ポイント	●	→ ← 株式交付	退任時まで譲渡制限 (以下、同)		
	業績基礎ポイント	●			→ ← 株式交付	
2027年度分	固定ポイント		●	→ ← 株式交付		
	業績基礎ポイント		●		→ ← 株式交付	
2028年度分	固定ポイント			●	→ ← 株式交付	
	業績基礎ポイント			●	→ ← 株式交付	

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間ごとに、1事業年度あたりの信託金の上限額（400百万円。うち、社外取締役分10百万円）に、その時点の中期経営計画に対応する年数を乗じた数に相当する金額を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）の設定または既存の本信託の信託期間の延長を行います。なお、当該金員の上限は、信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。本制度の改定をご承認いただいた後の改定後対象期間については、3事業年度分の取締役等への報酬として1,200百万円（うち、社外取締役分30百万円）を上限とする金員を拠出します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式の処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は取締役等が受益者要件を充足した場合に当社株式の交付を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当社のその時点の中期経営計画に対応する年数と同一期間を本制度の新たな対象期間とし、同一年数だけ本信託の信託期間を延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認を受けた範囲内で金員を追加拠出し、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式の交付を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1事業年度あたりの信託金の上限額に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額の範囲内とします。なお、既に設定している信託については、改

定前の本制度における信託金の上限の範囲内で金員を拠出し当社株式を取得済ですが、改定前対象期間を2026年3月期までに短縮することから、既存の信託内に残存する当社株式（2026年3月期までのポイントとして取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）は、改定後対象期間に活用するものとします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、ポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で当社株式の交付が未了である取締役等が在任している場合には、当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付が行われる当社株式の数は、取締役等に毎年付与されるポイント数に応じて決定されます。

原則として、信託期間中の毎年6月に、取締役等には、役位に応じた「固定ポイント」および業績に応じて変動する「業績基礎ポイント」が付与されます。なお、社外取締役については固定ポイントのみ付与され、業績基礎ポイントは付与されません。

「業績基礎ポイント」については、原則として当該ポイントが付与された時点の中期経営計画終了直後の6月に、当該期間の累積ポイントに当該中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより「業績連動ポイント」が算出されます。なお、業績連動係数は、当該中期経営計画に掲げる業績指標（営業利益率、ROEもしくはROIC、TSRおよび従業員エンゲージメント等）の目標値に対する達成度に応じて決定し、0%から200%の範囲で変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は160,000ポイント（うち、社外取締役分4,000ポイント）とします。このポイントの上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。本信託が取得する当社株式の数（以下「取得株式数」という。）は、対象期間ごとに、かかる1事業年度あたりのポイントの総数の上限に当該対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数を上限とします。改定後対象期間における取得株式数は480,000株（うち、社外取締役分12,000株）を上限とします。

(4) 取締役等に対する当社株式の交付の方法および時期

① 固定ポイント部分

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として固定ポイントを付与された後の一定の時期に、当該固定ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

② 業績基礎ポイント部分

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として業績基礎ポイント付与時点の中期経営計画期間が終了し業績連動ポイントが算出された後の一定の時期に、当該業績連動ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

なお、受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合には、その時点までに付与されている固定ポイントおよび業績基礎ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

③ 譲渡制限契約の締結

上記①②の当社株式の交付にあたって、原則として、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む取締役等の退任時までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結するものとします。

- (a) 取締役等は、当社株式の交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (b) 取締役等の退任時に譲渡制限が解除すること
- (c) 譲渡制限期間中に職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該取締役等に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得すること

なお、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が証券会社に開設した専用口座で管理される予定です。

④ 付与済みポイントに対する改定前の本制度の適用

改定前の本制度に基づき取締役等に既に付与された2024年度分および2025年度分の業績連動ポイントについては、従前の制度内容に従い、それぞれ2026年度、2027年度の業績確定後に株式交付が行われるものとします。

(5) 報酬の没収等

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または在任期間中に取締役会が重大な不適切行為があったと判断した場合には、取締役会が、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て、株式報酬の支給を制限または返還を請求することがあります。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の一部の子会社の取締役についても本制度の対象として同一の信託で管理する予定です。当該一部の子会社の取締役に係る報酬枠は本議案に係る報酬枠とは別枠で、子会社における株主総会に付議する予定です。

以上

ご参考

当社が監査等委員でない取締役候補者に特に期待する専門性・知見を示したスキルマトリックスは次のとおりです。

候補者 番号	氏名	指名 報酬 ガバナ ンス委 員会	監査等 委員会	経験・専門性							出身 資格
				経営 戦略	技術 開発	財務 資本 政策	グロ ー バル	法務 リス ク マネ ジ メント	IT DX	サステ ナビリ ティ	
1	しば お まさ はる 柴 尾 雅 春	○		○	○	○	○			○	—
2	ふく お みち ひろ 福 尾 道 宏			○	○			○			—
3	さ ごん はん 司 空 翰			○			○		○		—
4	こめ たに よし お 米 谷 佳 夫	○		○			○		○	○	総合 商社
5	やま はた さとし 山 畑 聡	○		○		○		○		○	製造業
6	みや がわ ゆ か 宮 川 由 香			○			○		○		製造業

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

在任中の監査等委員である取締役のスキルマトリックスは次のとおりです。

番号	氏名	指名 報酬 ガバナ ンス委 員会	監査等 委員会	経験・専門性							出身 資格
				経営 戦略	技術 開発	財務 資本 政策	グロ ー バル	法務 リス ク マネ ジ メント	IT DX	サステ ナビリ ティ	
1	や うち とし き 矢 内 俊 樹		○ 委員長	○		○		○		○	—
2	まつ もと みつ ひろ 松 本 光 博			○		○					公認 会計士 税理士
3	はやし いづみ 林 いづみ			○				○	○		弁護士

社外 社外取締役 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

1 | 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（以下、当期という）におけるわが国経済は、企業による積極的な設備投資を背景にリーマンショックを契機とした改善が進んだほか、個人消費の回復を受けて消費関連分野を中心に底堅く推移し景気は緩やかな持ち直し基調にあります。海外に目を転じますと、中国経済では、米国向け輸出の減少をアジア、EU、アフリカ向け輸出の拡大が補完し外需は増勢を維持しているものの、内需面では個人消費および投資の鈍化が続き、景気は足踏み状態となっています。欧州経済については、防衛費を中心とする政府支出の拡大や堅調な個人消費を背景に、ユーロ圏全体で景況の回復が見られます。一方、英国では雇用・所得環境の弱さが家計を圧迫し、内外需ともに低調な状況が継続しております。米国経済においては、非製造業が堅調に推移する一方、製造業の低迷が長期化しており景況感の二極化が続いておりますが、AI関連需要が設備投資を下支えし景気の底堅さは維持されております。このように世界経済は持ち直しの動きがみられる中、中東での軍事的緊張の高まりにより各国がエネルギー供給リスクに直面するなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループの主要顧客であります自動車メーカーにつきましては、日本市場では、当期において対前年同期比で、生産台数、販売台数ともにやや下回る状況となりました。海外におきましては、当期は対前年同期比で、欧州市場および韓国市場では生産台数が減少したものの、販売台数はわずかに増加しました。米国市場では、生産台数、販売台数ともに大きく下回った一方で、中国市場およびインド市場では生産台数、販売台数はともに大幅に上回る結果となっております。

このような事業環境のもと、当期の連結業績は、売上高は、前期比0.1%減の3,526億5千万円となりました。利益面では、管理可能経費の削減をはじめとした各種施策に積極的に取り組んだものの、物価および人件費の上昇などの影響を受け、営業利益は前期比2.3%減の480億7千8百万円となりました。また、経常利益につきましても前期比1.7%減の512億7千5百万円となりました。特別損益につきましても、減損損失などを特別損失として11億1千5百万円計上した一方、固定資産売却益を特別利益として11億9千6百万円計上いたしました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比23.9%減の340億7千9百万円となりました。

セグメントごとの経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容については次のとおりであります。各セグメントの売上高は、外部顧客に対するものであります。

(i) 合成樹脂成形品事業

〔国内自動車業界向け〕

国内の自動車生産につきましては、中国のレアアース輸出規制、天災、新型車の立上げ延期、中東情勢等による減産および稼働停止が相次ぎ、当社売上もその影響を受け減収となりました。しかし、新車立上げに伴う金型売上や電力料補填、材料費・労務費の価格転嫁等の貢献により、売上の通期合計は当初計画を上回る結果となりました。

〔海外自動車業界向け〕

海外においては、韓国自動車メーカー向け事業は引き続き好調を維持しました。日系自動車メーカー向け事業も、米国での追加関税の影響はあったものの、売上水準を維持しつつ、着実な増益を達成しました。そのほか、アセアンではインド、インドネシアを中心に堅調さを維持し、また効率化のためタイでの工場集約も実施しました。一方で、中国においては、引き続き日系自動車メーカーの販売不振により苦戦を強いられ、前年比で減収減益の結果となりましたが、最適化を実行し対計画比では増収増益を確保しました。欧州においても、英国での新車種販売の後ろ倒しによる販売減もあり減収となりましたが、最適化を行い増益となりました。今後も北米、インドでの日系および韓国自動車メーカー事業への設備投資を増強し、加えて1台あたりの搭載額の増加を行うことで更なる収益力の向上を目指してまいります。

〔その他業界向け〕

住生活分野においては、当期住宅着工戸数が過去61年間で最低水準となり、当社グループが供給する住宅関連部品の需要も大きく減少した結果、売上高は前年同期を下回る結果となりました。一方、スポーツ・アウトドア分野におきましては、中国スポーツブランドへの当社製品の採用が拡大したほか、採算性の高い製品構成へのシフトが進んだことから、利益面におきましても改善が見られ、当セグメントは増収増益となりました。

以上の結果、合成樹脂成形品事業は、売上高は前期比0.1%減の3,156億9千1百万円となりました。セグメント利益につきましては、前期比2.8%減の476億6千3百万円となりました。

（ii）ベッドおよび家具事業

ベッドおよび家具事業は、国内においてはホテル向けおよび輸出向けの売上が伸びたものの、販売店向け売上が苦戦し、また4月に横浜ギャラリーを開設したことによる家賃増加等の影響もあり、減収減益となりました。一方、海外においては香港にて昨年度の廃棄分有料化対応によるホテル特需の反動が大きくホテル向け売上が大幅に減少し、シンガポールにおいても卸売上が低調となりましたが、中国において2024年の8月に中央政府が打ち出した消費促進策が2025年9月まで継続されたことにより、卸・小売に加えてホテル向けも好調に推移し、昨年度設立したタイ工場も操業安定化が進んだ結果、増収増益となりました。この結果、ベッド及び家具事業売上高は前期比0.4%減の369億5千8百万円となりました。セグメント利益につきましては、前期比0.1%増の59億7千万円となりました。

事業区分別売上高、生産高の状況

事業区分	売上高	前期比較	生産高	前期比較
	百万円	%	百万円	%
合成樹脂成形品事業	315,691	99.9	211,237	99.6
ベッドおよび家具事業	36,958	99.6	13,561	99.4
計	352,650	99.9	224,799	99.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、総額で185億6千4百万円でありました。その主なものは、金型の取得およびメキシコ、インドにおける新工場の建設であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充は、主力事業であります合成樹脂成形品事業における今後のグローバル展開および生産の自動化を推進するための生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	第71期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)	第72期 (2023年4月1日～ 2024年3月31日)	第73期 (2024年4月1日～ 2025年3月31日)	第74期 (当連結会計年度) (2025年4月1日～ 2026年3月31日)
売上高 (百万円)	321,771	371,639	353,038	352,650
経常利益 (百万円)	37,876	49,665	52,147	51,275
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,170	18,252	44,767	34,079
1株当たり当期純利益	221円28銭	183円26銭	461円95銭	361円44銭
総資産 (百万円)	359,150	380,405	379,816	393,590
純資産 (百万円)	226,127	247,052	278,725	299,571
1株当たり純資産	2,237円06銭	2,455円97銭	2,888円37銭	3,183円40銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 当社は、第65期より「役員報酬BIP信託」、第66期より「株式付与ESOP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。なお、2025年12月をもって、株式付与ESOP信託は終了しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)		主要な事業の内容
		直接	間接	
Nifco America Corporation	3,500千米ドル	100.00	－	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco Korea Inc.	34,400,000千ウォン	100.00	－	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco Korea USA Inc.	5,500千米ドル	25.00	75.00	合成樹脂成形品の製造・販売
シモンズ株式会社	259,150千円	99.96	－	ベッドの製造・販売、家具の輸入・販売
Nifco Korea Poland Sp. z o. o.	6,000千ズロチ	－	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
東莞利富高塑料制品有限公司	75,000千香港ドル	－	90.00	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco U. K. Ltd.	14,510千ポンド	100.00	－	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco (Thailand) Co., Ltd.	320,000千バーツ	100.00	－	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco South India Manufacturing Private Ltd.	1,300,700千インドルピー	25.00	75.00	合成樹脂成形品の製造・販売

(注) 当社の議決権比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示してあります。

(4) 対処すべき課題

2035年の長期ビジョン（NIFCO VISION 2035）である「“アイデア”を“カタチ”にする会社」、その到達像として「世界のMobility社会をリードする“Great”Company」を実現するため、次期中期経営計画（フェーズ①2026年度～2028年度）においては、成長戦略および資本政策を重点的な柱と位置付けるとともに、これらを支える経営基盤の強化に取り組むこととしており、以下を重要課題と捉えております。

①成長戦略：当社グループの成長戦略の中核は、既存Mobility事業の更なる拡大であります。

当社の強みであるエンジニアリング力と顧客密着型の提案営業を起点に、顧客×商品×地域の組み合わせを高度化することで、事業の量的拡大と収益性の向上を同時に実現してまいります。具体的には、日系・韓国系自動車メーカー向けにおいて、環境・安全・快適といった普遍的価値商品に加え、高級化・電動化を背景とした感性価値商品の開発・市場投入を加速させることで、自動車1台あたりの搭載金額（原単位）の最大化を図ってまいります。

さらに、日系・韓国系自動車メーカーとの共創により生み出された商品を、その他の自動車メーカーで展開可能なグローバル戦略商品へと発展させ、グローバル市場での横展開を推進してまいります。加えて、中国・中資系自動車メーカービジネスについては、「日系依存モデル」から「中国起点モデル」への転換を進め、中国市場における自律的な成長基盤の確立を図っております。中国R&Dセンターおよび中国統括会社の設立を通じて、迅速な意思決定と課題解決提案を可能とする中国自己完結型モデルを構築し、スピードと提案力を競争優位の源泉とした事業拡大を進めてまいります。

また、インド市場においては、自動車需要の拡大を成長機会と捉え、生産体制の増強および現地完結型の開発・

設計体制の強化を進めてまいります。インドにおける日系・韓国系自動車メーカービジネスの収益拡大に加え、インド系自動車メーカーとの取引拡大を通じて、「スピード」「提案力」「信頼性」を兼ね備えたTier1サプライヤーとしてのポジション確立を目指してまいります。

これらの既存Mobility事業の発展に加え、既存非Mobility事業の拡大および、新規事業（次世代高度整備事業、ICT事業等）については、既存事業で培った技術・顧客基盤を起点とした補完的成長領域として段階的に育成してまいります。当社グループは、既存事業の確実な成長を軸に、将来の成長エンジンとなる事業ポートフォリオの創出を進めてまいります。

②資本政策：資本政策においては、強固な財務基盤の維持を前提に、成長投資と利益還元の両立を進めて、まいります。まず、上述の成長戦略を支えるために、中国・中資自動車メーカー向けビジネス、インドビジネス強化に向けた投資、戦略的優位性構築に向けたM&Aや事業提携のための投資、生産性向上に向けた設備投資などの戦略的投資を実行いたします。さらに、資本効率を重視し、明確な指標を定めて事業運営を行います。

また、自己資本比率や現預金水準の適正化を図り、環境変化に耐えうる健全な財務基盤を維持してまいります。

③経営基盤強化：事業の持続的成長を支える経営基盤として、まず人的資本の強化を重要課題とし、「働きがい」と「働きやすさ」を追求した基盤構築を進め、経営戦略と連動したグローバル人材育成、従業員エンゲージメント向上、DE&I推進による組織の活性化を進めます。さらに、CN/CE活動の推進や環境対応材の開発・採用などの環境配慮経営の実践、解析・評価・分析を軸とした要素技術の深化によるエンジニアリング力の強化、デジタル化の推進、ものづくり体制の強化、コーポレートガバナンス強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、工業用プラスチック・ファスナーおよびプラスチック精密機能部品等の合成樹脂成形品事業を主たる事業としております。また、グループ内の子会社により、ベッドおよび家具事業を行っています。

(6) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

株式会社ニフコ	本 社	神奈川県横須賀市光の丘5番3号
	支 社	東京都港区
	工 場	名古屋、相模原
	営業所	宇都宮、埼玉、朝霞、太田、鈴鹿、浜松、大阪、広島
	研究所	横須賀
Nifco America Corporation	本 社	Ohio, U. S. A.
Nifco Korea Inc.	本 社	Asan-si, Korea
Nifco Korea USA Inc.	本 社	Alabama, U. S. A.
シモンズ株式会社	本 社	東京都港区
	工 場	静岡県駿東郡小山町
Nifco Korea Poland Sp. z o. o.	本 社	Zory, Poland
東莞利富高塑料制品有限公司	本 社	中国広東省
Nifco U. K. Ltd.	本 社	Stockton-on-Tees, United Kingdom
Nifco (Thailand) Co., Ltd.	本 社	Chonburi, Thailand
Nifco South India Manufacturing Private Ltd.	本 社	Tamilnadu, India

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合成樹脂成形品事業	7,754 (2,938) 名	132名減 (47名増)
ベッドおよび家具事業	961 (280) 名	38名減 (6名増)
全社 (共通)	171 (-) 名	15名増 (-)
合計	8,886 (3,218) 名	155名減 (53名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、アルバイトを含み、常用パートは除いております。）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
なお、上記のほか関連会社等へ出向している使用人が14名おります。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 「前連結会計年度末比増減」の基準となる前連結会計年度末の使用人数は、（注）1. に記載の条件で算出しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,412 (365) 名	29名増 (18名増)	42.5歳	16.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、アルバイトを含み、常用パートは除いております。）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
なお、上記のほか関連会社等へ出向している使用人が14名おります。
2. 「前事業年度末比増減」の基準となる前事業年度末の使用人数は、（注）1. に記載の条件で算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 233,000,000株

② 発行済株式の総数 100,232,614株

(注) 2025年12月31日の株式付与ESOP信託口の終了に伴い、同信託から無償取得した当社株式を消却したことにより、発行済株式の数は前期末と比べて24,439株減少しております。

③ 株主数 3,982名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,885,900	13.79
公益財団法人小笠原敏晶記念財団	10,343,665	11.07
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	6,025,432	6.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,229,800	5.60
日本生命保険相互会社	2,915,390	3.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312	2,686,248	2.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510311	2,247,752	2.40
第一生命保険株式会社	2,135,700	2.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,731,479	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,458,540	1.56

(注) 持株比率は自己株式 (6,854,524株) を控除して計算しております。

なお、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式 (252,401株) は、自己株式に含めず計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	23,701株	2名
	社外取締役	－株	－名
取締役 (監査等委員)		－株	－名

(注) 1. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式および2024年6月20日開催の第72回定時株主総会において一部改定の決議をいただき交付された譲渡制限付株式を含んでおります。

2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ④取締役の報酬等」および当社ホームページの2026年度「役員指名ポリシーおよび役員報酬ポリシーに関するお知らせ」

(<https://www.nifco.com/csr/governance/pdf/2026NominationPolicies.pdf>) をご参照ください。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	柴 尾 雅 春	
取締役 CTO (最高技術責任者) CPO (最高製造責任者)	福 尾 道 宏	
取締役	野々垣 好 子	(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション社外取締役 (株)サトー社外取締役
取締役	米 谷 佳 夫	(株)センシンロボティクス社外取締役 (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役
取締役	山 畑 聡	日鉄ソリューションズ(株)社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	矢 内 俊 樹	
取締役 (監査等委員)	松 本 光 博	公認会計士
取締役 (監査等委員)	林 　　いづみ	弁護士 (株)ウェザーニューズ社外取締役 日油(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役 野々垣好子、米谷佳夫、山畑聡および取締役 (監査等委員) 松本光博、林いづみは、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 松本光博は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役 野々垣好子、米谷佳夫、山畑聡および取締役 (監査等委員) 松本光博、林いづみを東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、矢内俊樹を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、執行役員および管理職従業員等ならびに当社子会社の役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害、違法に利益または便益を得た場合に生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2026年5月14日開催の取締役会において、2026年度以降の役員指名ポリシーおよび役員報酬ポリシーにつき決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・ガバナンス委員会へ諮問し、答申を受けております。

役員報酬ポリシーの内容は次のとおりです。

1. 役員報酬の基本方針

当社の取締役および執行役員の報酬（以下「役員報酬」という。）は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方のもとに、以下を基本方針とします。

- (1) 「小さな気づきと技術をつなぎ、心地よい生活と持続可能な社会を創造する」という当社のPurpose実現に資するものであること
- (2) 独立性・客観性・透明性の高い報酬制度とし、従業員、お客様、株主等のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること
- (3) 当社の従業員が魅力的であると感じるような役員報酬制度であること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、当社の経営環境および外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業を定期的に調査・分析した上で、上記の役員報酬の基本方針に基づき決定しています。

3. 報酬構成

(1) 報酬構成比率

代表取締役社長CEOの報酬構成比率は、基本報酬が45%、賞与が21%、株式報酬が34%です。賞与および株式報酬の比率が総報酬に占める割合の過半数を占める設計としています。

独立社外取締役の報酬は、これまで「基本報酬」のみとしておりましたが、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2026年度より、監査等委員でない社外取締役について、固定型（非業績連動型）の「株式報酬」を付加いたします。監査等委員でない社外取締役の報酬構成は、「基本報酬」および「株式報酬」です。なお、監査等委員である取締役の報酬は、引き続き「基本報酬」のみといたします。

(2) 各報酬項目の概要

①基本報酬

職責の大きさに応じて役位ごとに金額を決定し、優秀な人材を確保するための役割に応じた報酬として、月額固定報酬として支給します。

②賞与（年次インセンティブ）

単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして、当社グループの連結業績に対するインセンティブ付与を目的として支給します。稼ぐ力を強化するため連結売上高、連結営業利益を評価指標とし、執行取締役および執行役員については定性評価も採り入れております。支給額は、基準額に対して原則0%～200%の範囲で変動します。

③株式報酬（中長期インセンティブ） ※執行取締役・執行役員

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲度を一層高めることおよび株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社株式を交付します。株式報酬のうち、50%は業績連動部分、50%は非業績連動部分により構成されます。

「株式報酬」は、2024年度より、信託の仕組みを利用して、退任時までを譲渡制限期間とする「譲渡制限付き株式」を付与する方式（「RS信託制度」）を採用しており、これまで以上に株主の皆様との価値共有ができる制度といたしました。なお、中期経営計画につきましては、2026年度より、中長期的な目標に対するコミットをより強化する固定型3カ年計画に切り替わります。これを踏まえ、株式報酬の業績連動部分の業績評価時期も、2028年末に変更いたします。

株式報酬の50%を占める業績連動部分は、中期経営計画の業績指標（累計営業利益率、ROE もしくは ROIC、TSR、従業員エンゲージメント）の目標達成度等の評価に応じて決まる仕組みとし、0%～200%の範囲内で決定します。上記指標等については、中期経営計画の設定ごとに適時適切に見直す予定です。社長 CEO、執行取締役およびコーポレート系執行役員は ROE、事業系執行役員は ROIC を指標として採用します。

④株式報酬 ※監査等委員でない独立社外取締役

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2026年度より、監査等委員でない社外取締役について、「株式報酬」を付加いたします。この株式報酬は、信託の仕組みを利用し、退職時までを譲渡制限期間とする「譲渡制限付き株式」を付与する方式（「RS信託制度」）を採用、全額を非業績連動とします。

(3) 報酬の没収等（クローバック・マルス）

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または在任期間中に取締役会が重大な不適切行為があったと判断した場合には、取締役会が、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て、賞与および株式報酬の支給を制限または返還を請求することがあります。

4. 自社株保有ガイドライン

取締役および執行役員を対象に、株主の皆様視点に立った業績向上や株価上昇の意識をさらに高めるため、自社株保有の促進を図るものとします。

5. 決定プロセス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、委員長および委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を2018年12月10日に設置しております。また、今後のガバナンスに対する取組をより強化するために、2020年10月28日に指名・報酬・ガバナンス委員会に名称を変更しております。指名・報酬・ガバナンス委員会は、原則として年4回以上実施することとしており、個人別の報酬額や定性評価についても審議し、取締役会に対して助言・提言を行っています。

なお、社外からの客観的視点および指名に関する専門的知見を導入するため、指名・報酬・ガバナンス委員会は、外部データ、経済環境、業界動向および経営状況等を勘案し、報酬水準および報酬制度等について、外部のコンサルタント等の助言を受けております。

6. エンゲージメント方針

当社の役員報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成・開示する有価証券報告書、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書および当社ウェブサイト等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。また、機関投資家とのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	240 (42)	119 (42)	41 (-)	79 (-)	7 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	71 (28)	63 (28)	8 (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	311 (70)	182 (70)	50 (-)	79 (-)	11 (6)

- (注) 1. 当事業年度末時点における在籍人員は、取締役 (監査等委員を除く) 5名 (うち社外取締役は3名)、取締役 (監査等委員) 3名 (うち社外取締役は2名) であります。
2. 取締役 (監査等委員) 矢内俊樹氏は、2025年6月24日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって取締役 (監査等委員を除く) を退任した後、取締役 (監査等委員) に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役 (監査等委員を除く) 在任期間は取締役 (監査等委員を除く) に、取締役 (監査等委員) 在任期間は取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結売上高、連結営業利益であり、その実績は1 企業集団の現況 (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況のとおりであります。また当該指標を選択した理由は本業の稼ぐ力を強化するという観点からであります。詳細は当社ホームページの2026年度「役員指名ポリシーおよび役員報酬ポリシーに関するお知らせ」をご参照ください。
(<https://www.nifco.com/csr/governance/pdf/2026NominationPolicies.pdf>)
4. 非金銭等報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は上記の当社ホームページをご参照ください。
5. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第69回定時株主総会において年額460百万円以内 (うち社外取締役60百万円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、6名 (うち、社外取締役は3名) です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月20日開催の第72回定時株主総会において、取締役および執行役員 (社外取締役および海外居住者を除く。) に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度について、その限度額は1事業年度あたり400百万円と決議いただいております。同株主総会終結直後の当該制度の対象となる取締役は2名、執行役員は10名です。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第69回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
7. 取締役の個人別の報酬額については、任意の指名・報酬・ガバナンス委員会の答申を受けて、取締役会で決議しております。
8. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 野々垣好子は、株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーションの社外取締役、株式会社サトーの社外取締役であります。当社と2社との間には特別な関係はありません。

取締役 米谷佳夫は、株式会社センシロボティクスの社外取締役、株式会社ポーラ・オルビスホールディングスの社外取締役であります。当社と2社との間には特別な関係はありません。

取締役 山畑聡は、日鉄ソリューションズ株式会社の社外取締役であります。当社と日鉄ソリューションズ株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員） 林いづみは、株式会社ウエザーニューズの社外取締役、日油株式会社の社外取締役であります。当社と2社との間には特別な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 野々垣 好子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において主に大手企業における豊富な経験と見識から、国内外の事業全般に関する戦略等に関する発言・質問をしております。 また、任意の指名・報酬・ガバナンス委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会10回のうち10回に出席いたしました。同委員会において大手企業における豊富な経験と見識から、当社の継続的な成長と企業価値向上のための体制強化について発言をしております。
取締役 米谷 佳夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において大手企業で培った豊富な経験と見識から、主に、競争戦略、成長戦略、財務戦略等に関する発言・質問をしております。 また、当事業年度に開催された、任意の指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として委員会10回のうち10回に出席いたしました。同委員会において大手企業で培った豊富な経験と見識から、当社の持続的成長のための人材育成や組織強化について発言をしております。
取締役 山畑 聡	2025年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会において大手企業の経理・財務部門およびコーポレート部門で培った豊富な経験と見識から、主に、財務戦略、成長戦略やサステナビリティ方針に関する発言・質問をしております。 また、2025年6月24日就任以降、当事業年度に開催された、任意の指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として委員会8回のうち8回に出席いたしました。同委員会において大手企業で培った豊富な経験と見識から、当社の持続的成長のための体制強化について発言をしております。
取締役（監査等委員） 松本 光博	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において財務、会計に関する発言・質問を行っており、監査等委員会では会計、財務監査に重点をおいた発言をしております。
取締役（監査等委員） 林 いづみ	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士として、また知財の専門家として、専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会では内部統制システムに重点をおいた発言をしております。

⑥ 役員指名ポリシーおよび役員報酬ポリシー

当社は、指名・報酬・ガバナンス委員会における審議を経て、2026年5月14日開催の取締役会において、2026年度以降の役員指名ポリシーおよび役員報酬ポリシーにつき決議いたしました。内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.nifco.com/csr/governance/pdf/2026NominationPolicies.pdf>) をご参照ください。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 2025年6月24日開催の第73回定時株主総会において、新たに有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	89百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の実績、および同業他社との報酬額の比較等を行い、報酬額等が妥当であるかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nifco America Corporation、Nifco Korea Inc. 等8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で以下のとおり決議しております。

1. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、ニフコグループ企業行動憲章の下、法令等の遵守は当然のこととして、取締役と使用人が高い倫理観をもって職務を執行する社内体制を構築する。当社グループは、ニフコグループ内部通報規程に基づき「通報窓口」を設置し、コンプライアンス違反・社内規則違反・非倫理的行為のおそれがあると気づいた場合は、社内・社外から「通報窓口」にて報告・相談を受け付ける。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程をふまえて、取締役の職務執行に係る意思決定過程及び職務執行の具体的状況等をいつでもレビューできるように当該情報の保存・管理体制を万全にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント基本規程に基づくリスクマネジメント委員会を中心に、当社グループの主要なリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの事前予防策を検討・実施するとともに、万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化する事後対応体制を構築する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、取締役会の他、毎月開催される経営会議において経営上の重要案件を討議・決議し、適正な指示を行うことによって、効率的に執行する。

取締役は、取締役による意思決定や方針・指示を組織の隅々まで伝達し、執行役員をはじめ幹部社員による職務執行も一体的・効率的に行われる体制を構築する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

国内外の関連会社権限規程に基づき、企業集団に属する子会社の状況を正確に把握して適正に管理する。

また、毎月、業績に関する計数の報告だけでなく、顧客、製品等に関する定性的な報告を受ける。更に、必要に応じて、当社取締役をはじめ幹部社員が海外を含む子会社に出向き、問題点の把握・解決に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

取締役会は、監査等委員会がスタッフを求めた場合、監査等委員会の要請を最大限尊重して、業務執行との調整を行う。スタッフとして指名された使用人は、監査等委員会から指揮命令を受けた業務を優先して遂行するとともに、当該指揮命令を受けた業務に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

また、スタッフとして指名された使用人の人事異動及び人事評価については事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役会は、取締役および使用人が重要事項については監査等委員会に報告すべき義務があることを周知徹底する。また、ニフコグループ内部通報規程に基づき設置された「通報窓口」が受領した通報内容については、当該窓口から監査等委員会に報告される体制とする。

常勤監査等委員は、取締役会だけでなく経営会議等の執行部門の会議にも出席し、取締役及び幹部社員の職務執行状況の報告を受ける。なお、常勤監査等委員は、決裁前の稟議書を全て閲覧し、当該稟議書の内容に関して担当の取締役又は使用人に対し質問し報告を受ける体制をとる。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役をはじめとする取締役は監査等委員会と定期的な意見交換を行い、監査等委員会は内部監査部門と定期的な協議を行う。さらに、監査等委員会及び内部監査部門は会計監査人と協議・検討を行い、また必要に応じ国内外の子会社の監査部門と協議・意見交換を行う。

監査等委員の職務の執行に生ずる費用等は適正且つ速やかに処理されることとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月1回の取締役会を開催する他、常勤役員等で構成される経営会議において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員会の監査の実効性の確保に対する取り組み状況

監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席および会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する監査計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、連結当期純利益の概ね3割を目途に配当を行う方針を採用しております。当社グループでは、グローバル化の進展により海外子会社の連結純利益における寄与割合が高まっており、当社単体の当期純利益ではなく連結当期純利益に基づいて配当性向を設定したほうが株主還元資するからであります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき70円とさせていただきます。すでに、実施済みの中間配当金1株当たり40円とあわせまして、年間配当金は1株当たり110円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	比較増減	科目	当期	(ご参考) 前期	比較増減
資産の部				負債の部			
流動資産	266,051	259,565	6,486	流動負債	57,122	67,223	△10,100
現金及び預金	148,622	146,232	2,389	支払手形及び買掛金	21,926	26,284	△4,357
受取手形	1,458	1,129	328	1年内償還予定の社債	—	10,000	△10,000
電子記録債権	6,806	6,807	△1	短期借入金	—	199	△199
売掛金	51,750	52,214	△464	1年内返済予定の長期借入金	60	60	0
契約資産	482	477	4	未払金	6,469	6,053	416
有価証券	1,343	1,349	△6	未払法人税等	6,560	3,439	3,121
商品及び製品	28,011	26,204	1,807	契約負債	5,704	5,035	669
仕掛品	3,444	2,983	461	賞与引当金	3,766	3,531	235
原材料及び貯蔵品	11,276	10,039	1,237	その他	12,634	12,620	13
その他	13,138	12,405	732	固定負債	36,895	33,867	3,028
貸倒引当金	△283	△279	△3	社債	25,000	25,000	—
固定資産	127,538	120,250	7,288	長期借入金	165	225	△60
有形固定資産	115,503	107,685	7,817	繰延税金負債	6,202	3,669	2,532
建物及び構築物	52,505	45,169	7,336	退職給付に係る負債	1,767	1,760	6
機械装置及び運搬具	20,777	18,128	2,649	その他	3,761	3,211	549
工具、器具及び備品	4,358	3,860	498	負債合計	94,018	101,090	△7,072
金型	4,503	4,468	34	純資産の部			
土地	22,130	20,808	1,321	株主資本	258,861	242,168	16,692
リース資産	47	38	9	資本金	7,290	7,290	—
建設仮勘定	6,484	11,766	△5,281	資本剰余金	—	—	—
その他	4,694	3,445	1,249	利益剰余金	279,460	253,466	25,993
無形固定資産	2,024	2,194	△170	自己株式	△27,888	△18,588	△9,300
投資その他の資産	10,011	10,370	△358	その他の包括利益累計額	37,595	32,799	4,795
投資有価証券	426	684	△257	その他有価証券評価差額金	62	6	56
繰延税金資産	2,099	3,332	△1,232	繰延ヘッジ損益	—	△7	7
退職給付に係る資産	3,992	3,470	521	為替換算調整勘定	36,874	32,886	3,988
その他	3,491	2,883	608	退職給付に係る調整累計額	658	△85	744
貸倒引当金	△0	△0	0	非支配株主持分	3,115	3,757	△642
資産合計	393,590	379,816	13,774	純資産合計	299,571	278,725	20,846
				負債純資産合計	393,590	379,816	13,774

(注) 前連結会計年度及び比較増減は、参考として記載しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	比較増減
売上高	352,650	353,038	△388
売上原価	245,155	245,838	△682
売上総利益	107,494	107,200	294
販売費及び一般管理費	59,416	58,000	1,415
営業利益	48,078	49,200	△1,121
営業外収益	4,039	3,642	396
受取利息	1,521	1,900	△379
投資有価証券評価益	－	116	△116
為替差益	1,834	745	1,088
その他	683	879	△195
営業外費用	842	695	146
支払利息	276	262	14
過年度関税等	－	103	△103
事業構造改善費用	98	92	6
その他	466	237	△141
経常利益	51,275	52,147	△871
特別利益	1,196	3,133	△1,936
固定資産売却益	1,196	26	1,170
投資有価証券売却益	－	1,729	△1,729
受取保険金	－	878	△878
事業譲渡損失引当金戻入益	－	498	498
特別損失	1,115	955	159
減損損失	857	－	857
固定資産除売却損	234	159	74
投資有価証券評価損	－	10	△10
投資有価証券売却損	23	－	23
和解金	－	621	621
為替換算調整勘定取崩損	－	164	164
税金等調整前当期純利益	51,356	54,324	△2,968
法人税、住民税及び事業税	13,542	11,834	1,708
法人税等調整額	2,642	△3,318	5,960
当期純利益	35,171	45,808	△10,636
非支配株主に帰属する当期純利益	1,091	1,040	51
親会社株主に帰属する当期純利益	34,079	44,767	△10,688

(注) 前連結会計年度及び比較増減は、参考として記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,290	－	253,466	△18,588	242,168
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,614		△7,614
親会社株主に帰属する当期純利益			34,079		34,079
自己株式の取得				△9,999	△9,999
自己株式の処分		△27		619	592
自己株式の消却		△79		79	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		471	△471		－
連結子会社株式取得による持分増減		△364			△364
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	25,993	△9,300	16,692
当期末残高	7,290	－	279,460	△27,888	258,861

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6	△7	32,886	△85	32,799	3,757	278,725
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△7,614
親会社株主に帰属する当期純利益							34,079
自己株式の取得							△9,999
自己株式の処分							592
自己株式の消却							－
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
連結子会社株式取得による持分増減							△364
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	56	7	3,988	744	4,795	△642	4,153
連結会計年度中の変動額合計	56	7	3,988	744	4,795	△642	20,846
当期末残高	62	－	36,874	658	37,595	3,115	299,571

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 46社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 Nifco America Corporation
Nifco Korea Inc.
シモンズ株式会社

② 非連結子会社の状況

- イ. 非連結子会社の名称 Breezeway Capital Inc.
- ロ. 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社等の状況

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- イ. 非連結子会社の名称 Breezeway Capital Inc.
- ロ. 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当する会社はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当する会社はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当する会社はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

- 12月31日が決算日の会社 Nifco America Corporation
Nifco Korea USA Inc.
Nifco U. K. Ltd.
Nifco Poland Sp. z o. o.
上海利富高塑料制品有限公司
東莞利富高塑料制品有限公司
台扣利富高塑胶制品（東莞）有限公司
北京利富高塑料制品有限公司
Nifco (HK) Ltd.
台湾扣具工業股份有限公司

Nifco Korea Inc.
Nifco (Thailand) Co., Ltd.
Union Nifco Co., Ltd.
Nifco Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.
Nifco Vietnam Ltd
Simmons Bedding & Furniture (HK) Limited
その他24社

連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2026年1月1日から連結決算日2026年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない

株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

・デリバティブ 時価法によっております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、仕掛品、
原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内の子会社については定額法で、海外子会社については主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年から50年
機械装置及び運搬具	2年から20年
工具、器具及び備品	1年から20年
金型	1年から11年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

経済的耐用年数に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社については、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①合成樹脂成形品事業

合成樹脂成形品事業においては、主に工業用プラスチック・ファスナー及びプラスチック精密成形部品等の製造及び販売を行っており、自動車や家電業界で用いられる部品を顧客に提供しております。

これらの製品の販売については顧客との販売契約に基づき、顧客に製品を納入することを履行義務として識別しており、原則として製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が一時点で充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しております。取引価格が配分された履行義務は、独立して販売しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から値引き額等を控除した金額で収益を認識しております。

これらの約束した対価の額に重要な金融要素は含まれていないため調整しておりません。履行義務に対する対価は、顧客に履行義務を充足する時点と顧客の支払条件により概ね1年以内に受領しております。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「その他流動負債」を認識しております。

②ベッドおよび家具事業

ベッドおよび家具事業においては、ベッドの製造・販売及び寝装品・家具の仕入・販売を行っており、量販店・専門店・百貨店やホテル等に供給しています。

これらの製品・商品の販売については顧客との販売契約に基づき、顧客に製品・商品を納入することを履行義務として識別しており、原則として製品・商品の引渡時点において顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が一時点で充足されると判断していることから、製品・商品の引き渡し時点で収益を認識しております。取引価格の履行義務は、通常、それぞれを独立して販売しております。

取引価格の算定については、一部の顧客との契約において約束された対価から販売促進費等を控除した金額で収益を認識しております。

これらの約束した対価の額に重要な金融要素は含まれていないため調整しておりません。履行義務に対する対価は、顧客に履行義務を充足する時点と顧客の支払条件により概ね1年以内に受領しております。

なお、一部の有償支給取引については、金融取引として、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「その他流動負債」を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しておりますが、一部の連結子会社については、発生年度に即時費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しておりますが、一部の連結子会社については、発生年度に即時償却、又は、翌連結会計年度から5年から10年の定額法で費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、一部の連結子会社は簡便法を採用しております。
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ
ヘッジ対象…貸付金
③ヘッジ方針
当社は、主に内規である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。なお、連結子会社は国内子会社・関連会社運営権限規程及び海外子会社・関連会社運営権限規程に従い、当社の承認を得て行っております。
④ヘッジ有効性評価の方法
「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。
ただし、ヘッジ会計処理として金融商品会計基準等に定める特例処理または振当処理を行う取引については、ヘッジ有効性の評価は省略しております。
- ハ. ヘッジ会計の方法

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 216,292百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

場所	用途	種類	減損損失額
株式会社ニフコ 神奈川県横須賀市	事業用資産	建物及び構築物	497百万円
株式会社ニフコ 広島県広島市	事業用資産	建物及び構築物	360百万円

神奈川県横須賀市の一部の事業用資産は、当社取締役会での移転決議に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者による査定価格により算定しております。

広島県広島市の事業用資産は、広島営業所の移転に伴い旧広島営業所の事業用資産を売却予定であることから、当該資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者による査定価格により算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	100,257千株	－千株	24千株	100,232千株

(注) 普通株式の発行済株式数の減少24千株は、株式付与ESOP信託口の終了に伴い、同信託から無償取得した当社株式を消却したことによる減少24千株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,058千株	2,248千株	199千株	7,106千株

(注) 1. 当連結会計年度期首の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式304千株、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式49千株を含めて記載しております。

2. 普通株式の自己株式数の増加2,248千株は、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付取引による増加2,248千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

3. 普通株式の自己株式数の減少199千株は、取締役会決議に基づく従業員持株会に対する自己株式の処分98千株、取締役会決議に基づく株式付与ESOP信託口の自己株式の消却による24千株、株式付与ESOP信託口からの株式給付による減少25千株、役員報酬BIP信託口からの株式給付による減少51千株であります。

4. 当連結会計年度末の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式252千株を含めて記載しております。なお、2025年12月をもって、株式付与ESOP信託口は終了しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,822	40	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	3,792	40	2025年9月30日	2025年11月28日

(注) 1. 2025年6月24日定時株主総会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託口に対する配当金の金額12百万円、株式付与ESOP信託口に対する配当金の金額1百万円を含めております。

2. 2025年10月31日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託口に対する配当金の金額10百万円、株式付与ESOP信託口に対する配当金の金額1百万円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,536	利益剰余金	70	2026年3月31日	2026年6月25日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託口に対する配当金の金額17百万円を含めております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資に必要な資金の一部を銀行借入、社債の発行により調達しております。資金運用については、流動性が要求される資金は、決済性預金を中心に運用し、また、中長期での運用が可能な資金は、債券や定期性預金にて運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、国債、業務上の関係を有する企業の株式、及び投資事業組合等出資金であり、債券や上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプション取引、通貨スワップ取引、為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジに関する会計の方法等は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項 八、ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権等について、各事業部門における営業管理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、主に外貨建て債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクに対して、外貨建て債権債務の残高の範囲内で為替予約取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	51,750	51,742	△8
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,337	1,336	△0
② その他有価証券	167	167	—
資産計	53,255	53,246	△8
(1) 社債	25,000	23,639	△1,360
(2) 長期借入金（1年内返済を含む）	225	216	△8
負債計	25,225	23,855	△1,369

（注）市場価格のない株式等は、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	264
投資事業組合等出資金	0

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットをしようして算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	156	—	—	156
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	11	—	11
資産計	156	11	—	167

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	51,742	—	51,742
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
国債・地方債等	—	1,336	—	1,336
資産計	—	53,078	—	53,078
社債	—	23,639	—	23,639
長期借入金（1年内返済を含む）	—	216	—	216
負債計	—	23,855	—	23,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、その他のうち、時価レベル2に分類されるものは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

満期保有目的の債券

当社が保有している国債・地方債等は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

報告セグメント	報告セグメント		合計
	合成樹脂 成形品事業	ベッドおよび 家具事業	
顧客との契約から生じる収益	315,691	36,958	352,650
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	315,691	36,958	352,650

(2) 収益を理解するための基礎となる情報基準

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

1. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	60,152
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	60,015
契約資産(期首残高)	477
契約資産(期末残高)	482
契約負債(期首残高)	5,038
契約負債(期末残高)	5,704

契約資産は、販売契約について期末日時点で完了しておりますが未請求の顧客に対する製品・商品の納入に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約で生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に、販売契約における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、主に収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,385百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が4百万円増加した主な理由は、新規契約による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替による減少を上回ったことによるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が666百万円増加した主な理由は、前受金の受け取りによる増加が、収益認識による減少を上回ったことによるものであります。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務は、2026年3月31日時点で19,187百万円であります。当該履行義務は、主に合成樹脂成形品事業の製品の製造及び販売に関するものであり、期末日後1年以内に約95%収益として認識され、ほとんど全てが2年以内に認識されるものと見込まれています。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,183円40銭

(2) 1株当たり当期純利益 361円44銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 301,882株

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 252,401株

2. 当社は2026年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を予定しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり純資産額は1,591円70銭、1株当たり当期純利益は180円72銭となります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、下記の通り2026年5月14日開催の取締役会の決議にもとづき、2026年10月1日を効力発生日として、以下のとおり株式分割を実施いたします。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大および当社株式の流動性向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	100,232,614 株
今回の分割により増加する株式数	100,232,614 株
株式分割後の発行済株式総数	200,465,228 株
今回の分割により増加する株式数	466,000,000 株

(3) 日程

基準日公告日	2026年9月15日 (予定)
基準日	2026年9月30日
効力発生日	2026年10月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は「10. 1株当たり情報に関する注記」に反映されております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年10月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 2億3,300万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 4億6,600万株とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2026年5月14日
定款変更の効力発生日	2026年10月1日

3. 資本金額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はございません。

4. 配当について

今回の株式分割は、2026年10月1日を効力発生日としておりますため、配当基準日を2026年9月30日とする2027年3月期の中間配当につきましては、株式分割前の当社普通株式が対象となります。

12. その他の注記

(役員向け株式報酬制度)

当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、2016年8月22日に株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。本制度の対象期間が2019年8月31日までであることから、2019年5月20日開催の取締役会において、本制度の継続及び一部改定について2019年6月21日開催の第67回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、2021年5月20日開催の取締役会において、当時の取締役および執行役員に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員でない取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。）に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することに加え、本制度を一部改定の上、継続することについて2021年6月24日開催の第69回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

当社は、株式報酬について、2016年度より、信託の仕組みを利用して、各対象者の在任中にポイントを付与し退任時に保有ポイント数に相当する当社株式を交付する方式を採用していましたが、2024年5月17日開催の取締役会において、これを2024年度より、信託の仕組みを利用して、在任中に各対象者に付与されたポイント数に相当する譲渡制限付き株式を交付する方式に変更することについて2024年6月20日開催の第72回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1 取引の概要

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであります。2024年度に実施された本制度の一部改定前におきましては、BIP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭を役位や業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付および給付するものであり、本制度の改定後におきましては、BIP信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の在任中に交付し、取締役等の退任時まで譲渡制限を付けるものであります。

なお、信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとしております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度846百万円、252,401株であります。

(従業員向け株式報酬制度)

当社は、従業員を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、2018年8月27日に株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

1 取引の概要

本制度では、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する幹部従業員及び業績貢献度の高い従業員に交付するものであります。

なお、2025年12月をもって、当該信託は終了しております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度161百万円、49,739株、当事業年度の該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	比較増減
資産の部			
流動資産	93,826	95,531	△1,704
現金及び預金	60,912	59,196	1,716
売掛金	18,021	17,977	43
電子記録債権	4,145	4,111	33
商品及び製品	5,971	7,012	△1,040
仕掛品	685	635	49
原材料及び貯蔵品	470	454	15
関係会社短期貸付金	–	350	△350
未収入金	2,657	2,696	△39
その他	982	3,116	△2,133
貸倒引当金	△18	△18	–
固定資産	94,747	91,678	3,068
有形固定資産	30,388	29,868	519
建物	15,332	14,118	1,214
構築物	653	692	△39
機械及び装置	3,374	2,957	416
車両及び運搬具	11	6	5
工具、器具及び備品	568	634	△66
金型	640	479	161
土地	7,609	8,731	△1,122
建設仮勘定	2,180	2,246	△66
その他	16	1	15
無形固定資産	640	622	17
ソフトウェア	588	448	140
その他	51	174	△122
投資その他の資産	63,718	61,186	2,531
投資有価証券	262	286	△24
関係会社株式	48,715	48,312	403
関係会社長期貸付金	5,215	3,957	1,257
長期未収入金	57	76	△19
繰延税金資産	7,635	6,962	673
その他	2,251	2,057	194
貸倒引当金	△420	△466	46
資産合計	188,573	187,209	1,363

科目	当期	(ご参考) 前期	比較増減
負債の部			
流動負債	16,552	27,319	△10,766
買掛金	7,231	6,929	301
未払金	2,543	2,109	434
未払費用	431	445	△14
未払法人税等	3,531	13	3,517
預り金	84	80	3
賞与引当金	2,227	2,287	△59
設備関係未払金	471	645	△173
1年内償還予定社債	–	10,000	△10,000
その他	31	4,808	△4,777
固定負債	34,083	33,481	602
社債	25,000	25,000	–
関係会社長期借入金	799	747	51
長期未払金	7,702	7,074	628
資産除去債務	75	75	–
役員株式給付引当金	334	343	△8
その他	172	240	△68
負債合計	50,636	60,800	△10,163
純資産の部			
株主資本	137,937	126,409	11,527
資本金	7,290	7,290	–
資本剰余金	151	151	–
資本準備金	151	151	–
利益剰余金	158,384	137,556	20,828
利益準備金	1,793	1,793	–
その他利益剰余金	156,591	135,763	20,828
固定資産圧縮特別勘定積立金	1,860	1,929	△69
別途積立金	44,700	44,700	–
繰越利益剰余金	110,031	89,133	20,897
自己株式	△27,888	△18,588	△9,300
評価・換算差額等	–	0	△0
その他有価証券評価差額金	–	0	△0
純資産合計	137,937	126,409	11,527
負債純資産合計	188,573	187,209	1,363

(注) 前事業年度及び比較増減は、参考として記載しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	比較増減
売上高	99,084	96,197	2,886
売上原価	70,527	67,712	2,814
売上総利益	28,556	28,484	72
販売費及び一般管理費	18,635	18,517	118
営業利益	9,921	9,967	△46
営業外収益	23,418	14,954	8,463
受取利息及び配当金	20,935	14,414	6,520
為替差益	2,030	－	2,030
貸倒引当金戻入額	46	44	2
その他	406	495	△89
営業外費用	699	852	△153
支払利息	118	161	△43
不動産賃貸原価	472	468	4
為替差損	－	161	△161
その他	108	60	47
経常利益	32,639	24,069	8,570
特別利益	1,139	1,729	△589
固定資産売却益	1,139	－	1,139
投資有価証券売却益	－	1,729	△1,729
特別損失	1,052	87	964
減損損失	857	－	857
固定資産除売却損	171	77	93
投資有価証券評価損	－	10	△10
投資有価証券売却損	23	－	23
税引前当期純利益	32,726	25,710	7,015
法人税、住民税及び事業税	4,849	925	3,924
法人税等調整額	△673	△3,610	2,936
当期純利益	28,549	28,395	154

(注) 前事業年度及び比較増減は、参考として記載しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7,290	151	-	151	1,793	1,929	44,700	89,133	137,556
当期変動額									
剰余金の配当								△7,614	△7,614
当期純利益								28,549	28,549
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩						△69		69	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			△27	△27					
自己株式の消却			△79	△79					
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替			106	106				△106	△106
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△69	-	20,897	20,828
当期末残高	7,290	151	-	151	1,793	1,860	44,700	110,031	158,384

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△18,588	126,409	0	0	126,409
当期変動額					
剰余金の配当		△7,614			△7,614
当期純利益		28,549			28,549
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△9,999	△9,999			△9,999
自己株式の処分	619	592			592
自己株式の消却	79	-			-
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	△0	△0	△0
当期変動額合計	△9,300	11,527	△0	△0	11,527
当期末残高	△27,888	137,937	-	-	137,937

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ハ. その他有価証券

・市場価格のない
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない
株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料
及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38年から50年
機械及び装置	5年から10年
工具、器具及び備品	2年から15年
金型	2年

② 無形固定資産

イ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ロ. その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生事業年度から費用処理しております。

④ 株式給付引当金

従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

役員への株式給付報酬の支給に備えるため、内規に基づき当事業年度末に係る要支給額を見積計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に工業用プラスチック・ファスナー及びプラスチック精密成形部品等の製造及び販売を行っており、自動車や家電業界で用いられる部品を顧客に提供しております。

これらの製品の販売については顧客との販売契約に基づき、顧客に製品を納入することを履行義務として識別しており、原則として製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が一時点で充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しております。取引価格が配分された履行義務は、独立して販売しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から値引き額等を控除した金額で収益を認識しております。

これらの約束した対価の額に重要な金融要素は含まれていないため調整しておりません。履行義務に対する対価は、顧客に履行義務を充足する時点と顧客の支払条件により概ね1年以内に受領しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象はありません。

ハ. ヘッジ方針

当社は、主に内規である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。

ただし、ヘッジ会計処理として金融商品会計基準等に定める特例処理または振当処理を行う取引については、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「受取手形」は、当事業年度において重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「受取手形」は4百万円であります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 89,531百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,085百万円
② 短期金銭債務	1,364百万円
③ 長期金銭債務	7,702百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
営業収益	11,780百万円
営業費用	8,109百万円
② 営業取引以外の取引高	20,791百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,058千株	2,248千株	199千株	7,106千株

- (注) 1. 当事業年度期首の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式304千株及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式49千株を含めて記載しております。
2. 普通株式の自己株式数の増加2,248千株は、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付取引による増加2,248千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少199千株は、取締役会決議に基づく従業員持株会に対する自己株式の処分98千株、取締役会決議に基づく株式付与ESOP信託口の自己株式の消却による減少24千株、株式付与ESOP信託口からの株式給付による減少25千株、役員報酬BIP信託口からの株式給付による減少51千株であります。
4. 当事業年度末の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式252千株を含めて記載しております。
- なお、2025年12月をもって、株式付与ESOP信託口は終了しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	233百万円
金型評価損	61百万円
賞与引当金	700百万円
関係会社株式評価損	7,336百万円
貸倒引当金	138百万円
その他	928百万円
繰延税金資産小計	9,399百万円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△250百万円
繰延税金資産合計	9,149百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮特別勘定積立金	854百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
前払年金費用	616百万円
その他	42百万円
繰延税金負債合計	1,513百万円
繰延税金資産の純額	7,635百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△18.2%
住民税均等割	0.1%
試験研究費等の特別控除額	△1.6%
外国子会社配当源泉税	2.5%
納付したとみなされる控除対象外国法人税額	△0.2%
過年度に係る法人税等の修正	△0.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.7%

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ニフコ熊本	合成樹脂成形品の製造・販売	所有直接 100.00	0名	資金の援助等	貸付資金の回収 (注) 1	175	関係会社 長期貸付金	1,925
						利息の受取 (注) 2	15	—	—
	Nifco Europe GmbH	合成樹脂成形品事業	所有直接 100.00	1名	資金の援助等	—	—	長期未払金 (注) 3	7,702

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 今後の設備投資に伴い、元本返済の期日を延期したため、全額長期で管理しております。
 2. 貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 3. 当社子会社のNifco Europe GmbH保有のNifco U.K. Ltd.株式を当社が取得した際に発生しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表9. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,481円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 302円79銭

(注) 1. 「連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記」に記載がある通り、当社は2026年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を予定しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり純資産額は740円60銭、1株当たり当期純利益は151円39銭となります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(役員向け株式報酬制度)

「連結注記表12. その他の注記 (役員向け株式報酬制度)」に記載しているため、注記を省略しております。

(従業員向け株式報酬制度)

「連結注記表12. その他の注記 (従業員向け株式報酬制度)」に記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ニフコ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 東海林 雅人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 惣悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニフコの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニフコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ニフコ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 東海林 雅人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 惣悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニフコの2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、当社及び当社グループの健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努め、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ニフコ 監査等委員会

常勤監査等委員

矢 内 俊 樹 ㊟

監査等委員（社外取締役）

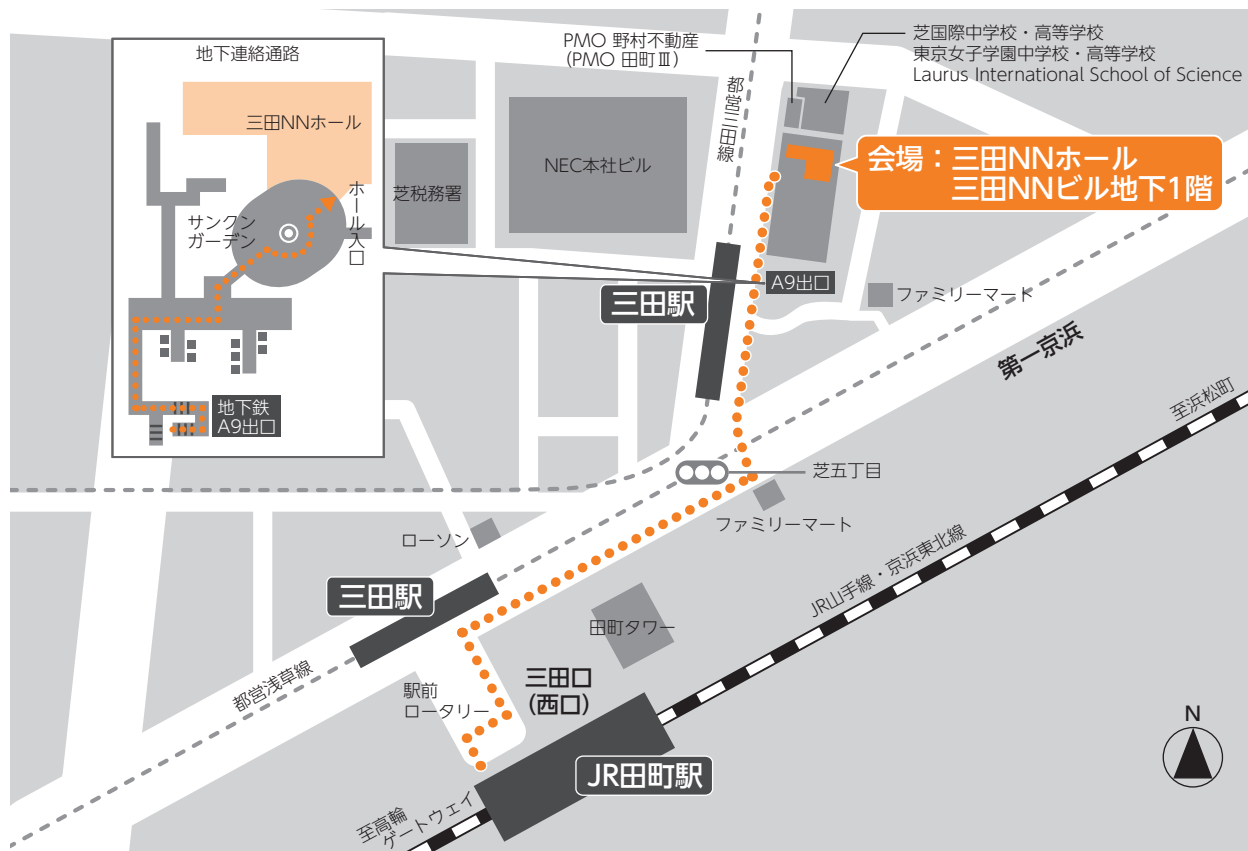
松 本 光 博 ㊟

監査等委員（社外取締役）

林 い づ み ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



* JR山手線・京浜東北線 田町駅 (三田口より徒歩約5分)

* 都営地下鉄 浅草線・三田線 三田駅 (A9出口より徒歩約2分)

(お願い) 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
車いすのサポート等が必要な場合には、事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。